名古屋市有料自転車駐車場条例施行細則をここに公布する。

平成27年11月30日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市規則第 101 号

名古屋市有料自転車駐車場条例施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、名古屋市有料自転車駐車場条例(平成27年名古屋市条例 第70号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとす る。

(位置及び入出場の取扱い時間)

- 第2条 条例第3条第2項の規定による有料自転車駐車場の位置及び条例第4 条第1項ただし書の規定による有料自転車駐車場の入出場の取扱い時間は、 別表のとおりとする。
- 2 市長は、必要があると認めるときは、入出場の取扱い時間を変更することができる。この場合においては、市長は、変更した入出場の取扱い時間をあらかじめ市民に周知するものとする。

(利用料金)

第3条条例第5条第3項後段の規定による回数駐車券等の利用料金の額は、

次のとおりとする。

- (1) 回数駐車券 条例第5条第2項の規定により指定管理者が市長の承認を 得て定める利用区分が1回の利用料金の額に利用できる回数を乗じて得た 額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定める額
- (2) その他指定管理者が市長の承認を得て定める駐車券 指定管理者が市長 の承認を得て定める額

(利用料金の減免)

- 第4条 条例第6条に規定する規則で定める事由は、次に掲げるとおりとし、 利用料金の減免額は、有料自転車駐車場の利用料金の全額とする。
 - (1) 生活保護法(昭和25年法律第 144 号)の規定により保護を受けている世帯に属する者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成 6 年法律第30号)の規定により支援給付を受けている者が利用するとき。
 - (2) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に規定する身体障害 者手帳の交付を受けている者が利用するとき。
 - (3) 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第 168 号)第 4 条に規定する戦傷病者手帳の交付を受けている者が利用するとき。
 - (4) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第 2条に規定する被爆者健康手帳の交付を受けている者が利用するとき。
 - (5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第 123 号)第 45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が利用する とき。
 - (6) 市長の発行する愛護手帳(これに類するものを含む。)の交付を受けている者が利用するとき。
- 2 前項の規定により、利用料金の減免を受けようとする者は、前項各号に該当する事実を証する書類を添えて、指定管理者に申請しなければならない。 ただし、これにより難い場合にあっては、指定管理者が市長と協議して定める。

(利用料金の還付)

第5条 条例第7条ただし書の規定により既納の利用料金の全部又は一部を還

付することができる場合及びその額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 定期駐車券の交付を受けた者が、通用期間の初日の前日までに利用の取消しを申し出た場合 全額
- (2) 有料自転車駐車場の休止その他特別の理由が生じた場合 その都度指定 管理者が市長の承認を得て定める額

(指定管理者の公募)

- 第6条 条例第13条第1項に規定する選定について必要な事項は、次に掲げる とおりとする。
 - (1) 施設の概要
 - (2) 指定管理者に行わせる管理の業務(以下「管理業務」という。)の範囲
 - (3) 指定管理者の指定の予定期間
 - (4) 選定に参加する者に必要な資格
 - (5) 管理の基準
 - (6) 管理業務に従事する者に必要な知識及び技能並びに人数の基準
 - (7) 管理業務に従事する者の配置の基準
 - (8) 管理業務に関し、指定管理者が費用及び危険を負担する範囲
 - (9) その他市長が必要と認める事項
- 2 条例第13条第1項の規定による公募は、告示、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(指定管理者の指定の申請)

- 第7条 条例第13条第2項の規定による有料自転車駐車場の指定管理者の指定 の申請は、名古屋市有料自転車駐車場指定管理者指定申請書(別記様式)に よって行わなければならない。
- 2 条例第13条第 2 項に規定する事業計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - (1) 管理業務を行うに当たっての基本的な考え方とその方法
 - (2) 管理業務に従事させる者の職種、人数及び職務の内容
 - (3) 管理業務を通じて取得した個人情報の保護のために講じる措置の内容
 - (4) 管理業務により得られる収入の見込額
 - (5) 管理業務に要する費用の見込額

- (6) その他市長が必要と認める事項
- 3 有料自転車駐車場の指定管理者の指定の申請をしようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。
 - (1) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書(法人以外の団体にあっては、これらに相当する書類)
 - (2) 指定管理者の指定を受けようとする者の従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況がわかるもの
 - (3) その他市長が必要と認める書類

(指定管理者の選定)

第8条 市長は、指定管理者の選定をしようとするときは、名古屋市有料自転車駐車場指定管理者選定委員会を開催するものとする。

(指定等の告示)

- 第9条 条例第13条第4項の規定による指定の告示は、次に掲げる事項について行うものとする。
 - (1) 指定管理者の名称及び所在地
 - (2) 指定管理者の指定の期間
- 2 条例第13条第4項の規定による指定の取消しの告示は、次に掲げる事項に ついて行うものとする。
 - (1) 指定管理者の名称及び所在地
 - (2) 指定管理者の指定を取り消した日

(協定の締結)

- 第10条 市長は、指定管理者の指定をするに当たっては、当該指定管理者の指定をしようとする者と、有料自転車駐車場の管理に関する協定を締結するものとする。
- 2 前項の協定には、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 管理業務の具体的内容
 - (2) 有料自転車駐車場の管理費用として本市が指定管理者に支払う金額又は 管理業務に要する費用超過の収入として指定管理者が本市に納付する金額
 - (3) 管理業務に従事させる者の職種、人数及び職務の内容
 - (4) 管理業務を通じて取得した個人情報の保護のために講じる措置の内容

- (5) 管理業務に関し、指定管理者が費用及び危険を負担する範囲
- (6) 有料自転車駐車場の利用者の苦情解決の措置の概要
- (7) 緊急時等における対応方法
- (8) その他市長が必要と認める事項

(事業報告書の提出)

- 第11条 指定管理者は、毎年度4月30日までに、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第7項に規定する事業報告書を、市長に提出しなければならない。
- 2 前項の事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - (1) 管理業務の実施状況
 - (2) 有料自転車駐車場の利用状況
 - (3) 有料自転車駐車場の管理経費等の収支状況
 - (4) 前3号に定めるもののほか、指定管理者による管理の状況を把握するため市長が必要と認める事項

(名古屋市有料自転車駐車場指定管理者選定委員会)

第12条 有料自転車駐車場の管理を指定管理者に行わせるに当たって、指定管理者の選定に公平性及び透明性を確保するため、名古屋市有料自転車駐車場指定管理者選定委員会(以下「選定委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第13条 選定委員会は、事業計画書の内容の審査に関することその他市長が必要と認める事項について調査審議する。

(組織)

- 第14条 選定委員会は、第16条に規定する指定管理者選定委員をもって組織する。ただし、市長が特に必要と認める場合は、本市の職員のうちから任命した者1人を選定委員会の委員として加えることができる。
- 2 選定委員会に会長及び副会長を置く。
- 3 会長は指定管理者選定委員及び委員の互選によって定め、副会長は会長がこれらの委員のうちから指名する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第15条 会長は、必要の都度、選定委員会の会議を招集し、会議の議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、関係職員を会議に参加させることができる。

(指定管理者選定委員)

- 第16条 法第 174 条第 1 項の規定により、指定管理者の選定について、市長に必要な助言をする指定管理者選定委員(以下「選定委員」という。)若干人を置く。
- 2 選定委員は、民間経営又は公の施設の管理について識見のある者のうちから市長が選任する。

(庶務)

第17条 選定委員会の庶務は、緑政土木局路政部自転車利用課において処理する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年10月1日から施行する。ただし、第6条から第17条まで、次項及び別記様式の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 条例附則第2項の規定による指定管理者の選定にあっては、第8条の規定 を適用しない。

(名古屋市自転車等の放置の防止に関する条例施行細則の一部改正)

3 名古屋市自転車等の放置の防止に関する条例施行細則(昭和63年名古屋市 規則第103号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項ただし書中「別表第2に掲げる自転車駐車場」を「名古屋市 有料自転車駐車場条例(平成27年名古屋市条例第70号)別表第1に掲げる有 料自転車駐車場」に改める。

第4条ただし書中「別表第2に掲げる自転車駐車場」を「名古屋市有料自転車駐車場条例別表第1に掲げる有料自転車駐車場」に改める。

第10条中「別表第1」を「別表」に改める。

第15条から第18条までを削り、第19条を第15条とし、第20条から第22条までを 4 条ずつ繰り上げる。

第23条中「はかって」を「諮って」に改め、同条を第19条とする。

別表第1を別表とし、別表第2及び別表第3を削る。

第8号様式及び第9号様式を削る。

別表

名称		位置	入出場の取扱い時
			間
池下駅自転車	池下	 名古屋市千種区覚王	午前 0 時から午後
駐車場			12時まで
	 池下駅南	名古屋市千種区覚王	午前 5 時から翌日
		山通 8 丁目 9 番 2	の午前 0 時45分ま
			で
今池駅自転車	今池	名古屋市千種区今池	午前0時から午後
駐車場		五丁目 204 番	12時まで
覚王山駅自転	覚王山	名古屋市千種区末盛	午前 0 時から午後
車駐車場		通 1 丁目14番 3	12時まで
自由ヶ丘駅自	自由ヶ丘北	名古屋市千種区自由	午前 0 時から午後
転車駐車場		ヶ丘3丁目11番9	12時まで
	自由ヶ丘南	名古屋市千種区自由	午前 0 時から午後
		ヶ丘 2 丁目41番19	12時まで
茶屋ヶ坂駅自	茶屋ヶ坂西	名古屋市千種区茶屋	午前 0 時から午後
転車駐車場		が坂一丁目2103番	12時まで
	茶屋ヶ坂東	名古屋市千種区茶屋	午前 0 時から午後
		が坂二丁目 208 番	12時まで
名古屋大学駅	名古屋大学駅	名古屋市千種区四谷	午前 5 時15分から
自転車駐車場		通20番 7	翌日の午前 0 時45
			分まで
吹上駅自転車	吹上北	名古屋市千種区千種	午前5時から翌日
駐車場		通7丁目115番	の午前 0 時45分ま
			で
	吹上南	名古屋市千種区千種	午前5時から翌日
		通7丁目115番	の午前 0 時45分ま
			で

		_	_
本山駅自転車	本山駅	名古屋市千種区東山	午前 5 時15分から
駐車場		通1丁目37番1先	翌日の午前 0 時45
			分まで
	本山北	名古屋市千種区末盛	午前 0 時から午後
		通 5 丁目13番 4	12時まで
	本山西	名古屋市千種区松竹	午前 0 時から午後
		町2丁目5番	12時まで
	本山東	名古屋市千種区東山	午前 0 時から午後
		通1丁目6番1	12時まで
大曽根駅自転	大曽根駅東	名古屋市東区矢田南	午前5時から翌日
車駐車場		五丁目 207 番	の午前1時まで
	大曽根北	名古屋市東区矢田一	午前 0 時から午後
		丁目 201 番	12時まで
	大曽根JR南口	名古屋市東区東大曽	午前 0 時から午後
		根町4713番	12時まで
	大曽根南	名古屋市東区東大曽	午前 0 時から午後
		根町4622番	12時まで
	大曽根駅西	名古屋市北区大曽根	午前5時から翌日
		三丁目43番	の午前1時まで
新栄町駅自転	新栄町	名古屋市東区葵一丁	午前 0 時から午後
車駐車場		目1907番 1	12時まで
砂田橋駅自転	砂田橋	名古屋市東区大幸四	午前 0 時から午後
車駐車場		丁目1610番 1	12時まで
ナゴヤドーム	ナゴヤドーム前	名古屋市東区大幸一	午前5時から翌日
前矢田駅自転	矢田駅	丁目2番	の午前 0 時45分ま
車駐車場			で
上飯田駅自転	上飯田北	名古屋市北区上飯田	午前 0 時から午後
車駐車場		通 3 丁目49番	12時まで
	上飯田南	名古屋市北区上飯田	午前 0 時から午後
		通2丁目1番1	12時まで

黒川駅自転車	黒川	名古屋市北区城見通	午前 0 時から午後
駐車場		3 丁目13番	12時まで
!	黒川西	名古屋市北区敷島町	午前 0 時から午後
!		47番 1	12時まで
ļ	黒川東	名古屋市北区志賀南	午前 0 時から午後
ļ		通 1 丁目19番	12時まで
志賀本通駅自	志賀本通北	名古屋市北区若葉通	午前0時から午後
転車駐車場		1 丁目23番	12時まで
Ţ	志賀本通南	名古屋市北区若葉通	午前 0 時から午後
ļ		1 丁目18番	12時まで
平安通駅自転	平安通北	名古屋市北区平安通	午前 0 時から午後
車駐車場		1 丁目15番	12時まで
ļ	平安通南	名古屋市北区平安通	午前 0 時から午後
ļ		1 丁目13番 1	12時まで
上小田井駅自	上小田井北	名古屋市西区貴生町	午前 0 時から午後
転車駐車場		69番 4	12時まで
ļ	上小田井東	名古屋市西区八筋町	午前 0 時から午後
Ţ		306 番 1	12時まで
ļ	上小田井南	名古屋市西区八筋町	午前 0 時から午後
		287 番 3	12時まで
浄心駅自転車	浄心北	名古屋市西区浄心一	午前 0 時から午後
駐車場		丁目2番	12時まで
ļ	浄心西	名古屋市西区浄心一	午前 0 時から午後
Ţ		丁目 102 番 1	12時まで
ļ	浄心南	名古屋市西区花の木	午前 0 時から午後
		三丁目18番	12時まで
庄内通駅自転	庄内通西	名古屋市西区大金町	午前 0 時から午後
車駐車場		4丁目4番	12時まで
ļ	庄内通東	名古屋市西区庄内通	午前 0 時から午後
!		3 丁目18番 1	12時まで

庄内緑地公園	グリーンプラザ	名古屋市西区上小田	午前0時から午後
駅自転車駐車	前	井一丁目2番	12時まで
場	庄内緑地公園北	名古屋市西区市場木	午前 0 時から午後
		町 573 番	12時まで
	庄内緑地公園西	名古屋市西区市場木	午前 0 時から午後
		町 159 番	12時まで
浅間町駅自転	浅間町北	名古屋市西区浅間二	午前 0 時から午後
車駐車場		丁目18番	12時まで
	浅間町南	名古屋市西区新道一	午前 0 時から午後
		丁目2番	12時まで
名古屋駅自転	笈瀬川	名古屋市西区牛島町	午前 0 時から午後
車駐車場		27番 1	12時まで
	清正公	名古屋市西区牛島町	午前 0 時から午後
		611 番 1	12時まで
	椿	名古屋市中村区名駅	午前 0 時から午後
		一丁目1015番 1	12時まで
	西柳	名古屋市中村区名駅	午前 0 時から午後
		四丁目1201番	12時まで
烏森駅自転車	烏森	名古屋市中村区角割	午前 0 時から午後
駐車場		町 5 丁目57番 3	12時まで
国際センター	国際センター北	名古屋市中村区名駅	午前 0 時から午後
駅自転車駐車		三丁目2番	12時まで
場	国際センター南	名古屋市中村区名駅	午前 0 時から午後
		四丁目39番	12時まで
中村区役所駅	中村区役所	名古屋市中村区太閤	午前 0 時から午後
自転車駐車場		通 4 丁目62番 2	12時まで
中村公園駅自	中村公園北	名古屋市中村区中村	午前 0 時から午後
転車駐車場		町 8 丁目57番	12時まで
	中村公園西	名古屋市中村区香取	午前5時から翌日
	1	町1丁目88番	の午前1時まで

•				
	中村公園西バス	名古屋市中村区鳥居	午前 0 時から午後	
	停前	西通1丁目50番	12時まで	
	中村公園東	名古屋市中村区太閤	午前5時から翌日	
		通 9 丁目25番 1	の午前1時まで	
	中村公園南	名古屋市中村区乾出	午前 0 時から午後	
		町 2 丁目32番	12時まで	
八田駅自転車	八田北	名古屋市中村区並木	午前0時から午後	
駐車場		二丁目 257 番 1	12時まで	
	八田西	名古屋市中村区岩塚	午前 0 時から午後	
		町字本地2番2	12時まで	
	八田東	名古屋市中村区烏森	午前5時から翌日	
		町字長田 111 番 2	の午前 0 時45分ま	
			で	
本陣駅自転車	本陣西	名古屋市中村区上ノ	午前0時から午後	
駐車場		宮町1丁目4番	12時まで	
	本陣バスターミ	名古屋市中村区鳥居	午前 0 時から午後	
	ナル	通 2 丁目33番 2	12時まで	
	本陣東	名古屋市中村区鳥居	午前 0 時から午後	
		通2丁目2番	12時まで	
金山総合駅自	金山総合駅北口	名古屋市中区金山一	午前 0 時から午後	
転車駐車場		丁目1702番 1	12時まで	
	金山総合駅南口	名古屋市熱田区金山	午前5時から翌日	
		町一丁目 101 番	の午前1時まで	
鶴舞駅自転車	鶴舞公園前	名古屋市中区千代田	午前 4 時45分から	
駐車場		五丁目59番 1	翌日の午前 1 時15	
			分まで	
東別院駅自転	東別院	名古屋市中区大井町	午前0時から午後	
車駐車場		4番	12時まで	
いりなか駅自	いりなか	名古屋市昭和区隼人	午前0時から午後	
転車駐車場		町2番1	12時まで	

		T	
川名駅自転車	川名	名古屋市昭和区川原	午前 0 時から午後
駐車場		通 8 丁目70番 2	12時まで
御器所駅自転	御器所駅	名古屋市昭和区阿由	午前5時から翌日
車駐車場		知通4丁目4番1先	の午前 0 時45分ま
			で
	御器所東	名古屋市昭和区御器	午前0時から午後
		所通3丁目10番	12時まで
八事駅自転車	八事駅	名古屋市昭和区広路	午前 5 時15分から
駐車場		町字石坂1番3先	翌日の午前 0 時45
			分まで
八事日赤駅自	八事日赤西	名古屋市昭和区山手	午前0時から午後
転車駐車場		通 3 丁目11番	12時まで
	八事日赤東	名古屋市昭和区山手	午前0時から午後
		通 3 丁目20番	12時まで
新瑞橋駅自転	新瑞橋駅	名古屋市瑞穂区瑞穂	午前5時から翌日
車駐車場		通8丁目1番2先	の午前1時まで
	落合橋	名古屋市瑞穂区洲山	午前0時から午後
		町 2 丁目39番 4 先	12時まで
	新瑞橋東	名古屋市南区平子一	午前 0 時から午後
		丁目 105 番 2	12時まで
	新瑞橋南	名古屋市南区駈上一	午前 0 時から午後
		丁目5番	12時まで
桜山駅自転車	桜山駅	名古屋市瑞穂区桜見	午前5時から翌日
駐車場		町2丁目14番先	の午前 0 時45分ま
			で
総合リハビリ	総合リハビリセ	名古屋市瑞穂区弥富	午前0時から午後
センター駅自	ンター北	町字上山 178 番 4	12時まで
転車駐車場	総合リハビリセ	名古屋市瑞穂区弥富	午前0時から午後
	ンター南	町字密柑山1番2	12時まで
			•

		T	
堀田駅自転車	堀田北	名古屋市瑞穂区堀田	午前 0 時から午後
駐車場		通9丁目1番7	12時まで
	堀田南	名古屋市瑞穂区河岸	午前 0 時から午後
		一丁目 4 番先	12時まで
瑞穂運動場西	瑞穂運動場西	名古屋市瑞穂区瑞穂	午前 0 時から午後
駅自転車駐車		通 5 丁目13番 1	12時まで
場			
瑞穂運動場東	田辺通西	名古屋市瑞穂区田辺	午前 0 時から午後
駅自転車駐車		通 5 丁目11番 1	12時まで
場	田辺通東	名古屋市瑞穂区田辺	午前 0 時から午後
		通6丁目2番	12時まで
	八勝通	名古屋市瑞穂区八勝	午前 0 時から午後
		通3丁目4番3	12時まで
瑞穂区役所駅	瑞穂区役所駅	名古屋市瑞穂区瑞穂	午前5時から翌日
自転車駐車場		通3丁目6番先	の午前1時まで
妙音通駅自転	妙音通北	名古屋市瑞穂区妙音	午前 0 時から午後
車駐車場		通 2 丁目22番	12時まで
	妙音通南	名古屋市瑞穂区土市	午前 0 時から午後
		町1丁目4番9	12時まで
神宮前駅自転	神宮東	名古屋市熱田区三本	午前 0 時から午後
車駐車場		松町 103 番 6	12時まで
伝馬町駅自転	伝馬町	名古屋市熱田区伝馬	午前 0 時から午後
車駐車場		二丁目 101 番	12時まで
荒子駅自転車	荒子	名古屋市中川区吉良	午前0時から午後
駐車場		町 138 番 2	12時まで
小本駅自転車	小本	名古屋市中川区小本	午前0時から午後
駐車場		一丁目68番	12時まで
高畑駅自転車	高畑西	名古屋市中川区高畑	午前0時から午後
駐車場		三丁目35番	12時まで
			•

			1
	高畑東	名古屋市中川区高畑	午前 0 時から午後
		二丁目 143 番	12時まで
中島駅自転車	中島西	名古屋市中川区東中	午前0時から午後
駐車場		島町4丁目1番1	12時まで
	中島南	名古屋市中川区昭和	午前0時から午後
		橋通 5 丁目15番 1	12時まで
春田駅自転車	春田	名古屋市中川区富田	午前 0 時から午後
駐車場		町大字春田字臼之本	12時まで
		1458番 1	
南荒子駅自転	南荒子	名古屋市中川区若山	午前 0 時から午後
車駐車場		町4丁目1番5	12時まで
荒子川公園駅	荒子川公園	名古屋市港区品川町	午前 0 時から午後
自転車駐車場		2丁目1番114	12時まで
稲永駅自転車	稲永	名古屋市港区一州町	午前 0 時から午後
駐車場		1番12	12時まで
名古屋競馬場	名古屋競馬場前	名古屋市港区正保町	午前0時から午後
前駅自転車駐	北	5丁目3番1	12時まで
車場	名古屋競馬場前	名古屋市港区川西通	午前 0 時から午後
	南	5 丁目34番	12時まで
野跡駅自転車	野跡	名古屋市港区野跡三	午前0時から午後
駐車場		丁目 1 番 2	12時まで
大江駅自転車	大江東	名古屋市南区加福本	午前 0 時から午後
駐車場		通 2 丁目45番	12時まで
	大江南	名古屋市南区加福本	午前 0 時から午後
		通 2 丁目11番 1	12時まで
笠寺駅自転車	笠寺西	名古屋市南区浜中町	午前 0 時から午後
駐車場		2丁目3番2	12時まで
	笠寺東	名古屋市南区立脇町	午前 0 時から午後
		2丁目1番2	12時まで

桜本町駅自転	桜本町駅	名古屋市南区寺崎町	午前 5 時から翌日
車駐車場		503 番先	の午前 0 時45分ま
			で
柴田駅自転車	柴田北	名古屋市南区鳴尾町	午前 0 時から午後
駐車場		字ロノ割2250番 4	12時まで
	柴田南	名古屋市南区鳴尾町	午前 0 時から午後
		字八ノ割2338番 5	12時まで
大同町駅自転	大同町北	名古屋市南区大同町	午前 0 時から午後
車駐車場		3丁目1番1	12時まで
	大同町南	名古屋市南区星崎町	午前0時から午後
		字上ノ切2318番 2	12時まで
鶴里駅自転車	鶴里	名古屋市南区桜台二	午前0時から午後
駐車場		丁目1822番	12時まで
小幡駅自転車	小幡	名古屋市守山区小幡	午前5時から翌日
駐車場		南一丁目2301番	の午前 0 時30分ま
			で
相生山駅自転	相生山南	名古屋市緑区相川三	午前0時から午後
車駐車場		 丁目 8 番	12時まで
一 一一一一一一			
	相生山北	名古屋市天白区久方	午前0時から午後
一中叫上于勿	相生山北	名古屋市天白区久方三丁目36番 2	午前 0 時から午後 12時まで
大高駅自転車	相生山北大高北		
		三丁目36番 2	12時まで
大高駅自転車		三丁目36番 2 名古屋市緑区大高町	12時まで 午前 0 時から午後
大高駅自転車	大高北	三丁目36番 2 名古屋市緑区大高町 字中熊瀬31番 2	12時まで 午前 0 時から午後 12時まで
大高駅自転車	大高北	三丁目36番 2 名古屋市緑区大高町 字中熊瀬31番 2 名古屋市緑区大高町	12時まで午前 0 時から午後12時まで午前 0 時から午後
大高駅自転車	大高北大高交番西	三丁目36番 2 名古屋市緑区大高町字中熊瀬31番 2 名古屋市緑区大高町字鶴田22番 1	12時まで 午前 0 時から午後 12時まで 午前 0 時から午後 12時まで
大高駅自転車	大高北大高交番西	三丁目36番 2 名古屋市緑区大高町字中熊瀬31番 2 名古屋市緑区大高町字鶴田22番 1 名古屋市緑区大高町	12時まで午前 0 時から午後12時まで午前 0 時から午後12時まで午前 0 時から午後
大高駅自転車	大高な番西 大高西	三丁目36番 2 名古屋市緑区大高町字中熊瀬31番 2 名古屋市緑区大高町字鶴田22番 1 名古屋市緑区大高町字町銀工を	12時まで 午前 0 時から午後 12時まで 午前 0 時から午後 12時まで 午前 0 時から午後 12時まで
大高駅自転車	大高な番西 大高西	三丁目36番 2 名古屋市緑区大高町字中熊瀬31番 2 名古屋市緑区大高町字鶴田22番 1 名古屋市緑区大高町字下熊瀬 1番 4 名古屋市緑区大高町	12時まで 午前 0 時から午後 12時まで 午前 0 時から午後 12時まで 午前 0 時から午後 12時まで 午前 0 時から午後
大高駅自転車駐車場	大高交番西大高西大高東	三丁目36番 2 名古屋市緑区大高町字中熊瀬31番 2 名古屋市緑区大高町字鶴田22番 1 名古屋市緑区大高町字熊瀬1番 4 名古屋市緑区大高町字下熊瀬1番 4	12時まで 午前 0 時から午後 12時まで 午前 0 時から午後 12時まで 午前 0 時から午後 12時まで 午前 0 時から午後 12時まで

i			
	神沢南	名古屋市緑区神沢一	午前 0 時から午後
		丁目 304 番	12時まで
徳重駅自転車	要池	名古屋市緑区乗鞍二	午前 0 時から午後
駐車場		丁目12番	12時まで
	徳重	名古屋市緑区鳴海町	午前 0 時から午後
		字神沢32番 1	12時まで
鳴子北駅自転	鳴子北	名古屋市緑区相川一	午前0時から午後
車駐車場		丁目1番	12時まで
	相川西	名古屋市天白区相川	午前0時から午後
		一丁目 1 番	12時まで
	相川東	名古屋市天白区相川	午前 0 時から午後
		一丁目 1 番	12時まで
鳴海駅自転車	鳴海西	名古屋市緑区鳴海町	午前 0 時から午後
駐車場		字上汐田93番14	12時まで
	鳴海東	名古屋市緑区鳴海町	午前 0 時から午後
		字向田58番 8	12時まで
一社駅自転車	一社北	名古屋市名東区高社	午前 0 時から午後
駐車場		二丁目75番	12時まで
	一社西	名古屋市名東区高社	午前 0 時から午後
		一丁目 244 番	12時まで
	一社南	名古屋市名東区一社	午前 0 時から午後
		二丁目84番	12時まで
上社駅自転車	上社	名古屋市名東区上社	午前 5 時15分から
駐車場		一丁目 802 番	翌日の午前 0 時30
			分まで
藤が丘駅自転	藤が丘北	名古屋市名東区富が	午前 0 時から午後
車駐車場		丘 250 番	12時まで
	藤が丘高架下	名古屋市名東区藤が	午前 0 時から午後
		丘 161 番	12時まで

•		T	1		
	藤が丘工場西	名古屋市名東区朝日	午前 0 時から午後		
		が丘 134 番 1	12時まで		
	藤が丘小学校南	名古屋市名東区藤が	午前0時から午後		
		丘 185 番	12時まで		
	藤が丘西	名古屋市名東区藤が	午前 0 時から午後		
		丘 142 番 9	12時まで		
	藤が丘東	名古屋市名東区照が	午前 0 時から午後		
		丘1番1	12時まで		
本郷駅自転車	本郷西	名古屋市名東区本郷	午前 0 時から午後		
駐車場		二丁目 153 番	12時まで		
	本郷東	名古屋市名東区本郷	午前 0 時から午後		
		二丁目 153 番	12時まで		
塩釜口駅自転	塩釜口北	名古屋市天白区塩釜	午前 0 時から午後		
車駐車場		口二丁目19番	12時まで		
	塩釜口南	名古屋市天白区元八	午前 0 時から午後		
		事四丁目63番	12時まで		
野並駅自転車	野並駅	名古屋市天白区古川	午前5時から翌日		
駐車場		町 200 番	の午前1時まで		
	野並東	名古屋市天白区野並	午前 0 時から午後		
		三丁目 410 番	12時まで		
原駅自転車駐	原	名古屋市天白区原一	午前 0 時から午後		
車場		丁目 504 番	12時まで(建物の		
			部分にあっては、		
			午前 5 時15分から		
			翌日の午前 0 時45		
			分まで)		
平針駅自転車	平針	名古屋市天白区平針	午前5時から翌日		
駐車場		二丁目1903番	の午前 0 時45分ま		
			で		

別記様式(第7条第1項)

	名古屋市有料自転車駐車場指定管理者指定申請書											
										年	月	日
(宛先)	名古	屋市長	Ę								
					申請	青者	所	在	地			
							名		称			
							代表	長者日	名			ЕП
<i>ڻ</i>	てのとま	おり指	宣 管理	里者の:	指定を受	受けた	=610	りで申	書請し)ます。		
毌	ァ 名	リガ	ナ 称									
	所	在	地			ı				電話番	·号	
請	代	表	者	フリ氏	ガナ名					職を	i	
				住	所					電話番	号	
者	種		別		法人(種類)	法人し	以外の[団体
	星を行す ·自転車馬											
1 事業計画書 2 定款又は寄附行 外の団体にあって 3 指定管理者の対 の数、資本の額で かるもの 4 その他(ってに O指え	は、こ Eを受	これら	に相当 こうとす	する書 る者の	類) 従業員			
備			考									

注 該当する の中にレ印をつけてください。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。